

2 TPP協定発効による品目別影響分析・今後求められる対応等について

共通事項

① やる気のある農家が儲かる農業にする政策が必要ではないか。

意欲ある農業者が営農を継続し、地域農業を牽引していただくためには、農業から必要な所得を得ることが不可欠です。このため、県では、「トップランナー（家族経営体では、産出額1,000万円、他産業並みの所得400万円を上げられる方）」を育成・確保する方針を明確にし、こうした方々を育成・確保することに重点を置いた施策を展開しています。

② 若手農業者などへの支援を強化すべきではないか。

県単独事業では、若手農業者を念頭においたトップランナーを目指すための機械・設備整備等への支援を行っています。国庫補助事業でも、地域農業の中心となる経営体に対する支援（経営体育成支援事業）はありますが、新規就農者等と比べると就農5年後程度の方が採択されづらい仕組みになっているため、採択要件の改善等について政府に要望しています。

③ 農地の維持など地域の農業の将来ビジョンを描く必要があるのではないか。

地域農業をどうしていくかは、地区の方々、市町村、農協、土地改良区、県も入りながら、知恵を出し合い、その中で一番ふさわしいビジョンを描いていくことが必要です。正解は一つではなく、どのような経営形態が良いか未来永劫同じやり方でいいとも限りません。折々の時代に合わせて、消費者が何を求めているのかに合わせるように、生産する側の農業経営のあり方も変わっていくべきだろうと考えます。

④ 輸入品と国産品が明確に区別できるように、表示制度の充実を図るべきである。

安全・安心な国産品（県産品）を消費者に選んでいただけるよう、政府でも大綱において、原料や原産地の表示について実行可能性を確保しつつ、拡大に向けた検討を行うこととしています。

⑤ 地域に農地を維持する人手が減少する中で、多面的機能支払の使い勝手もっと良くしたり、事務を簡素化してもらいたい。

多面的機能支払は、原則として集落の皆さんの共同活動に対する支援ですが、水路や農道等の施設の長寿命化のための活動に限らず、人手不足等の状況や活動内容に応じて一部を外部に委託することが可能となっていますので、御相談下さい。事務の簡素化については、農林水産省に要望してまいりたいと考えております。

コメ

① TPP協定の発効による主食用米への影響は？

輸入量に相当する国産米を政府が備蓄米として買い入れる措置が確実に実施されれば、国内に流通する主食用米の総量は増加しないため、国産米の生産量や価格低下への直接的な影響は小さいと分析しています。